

令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施結果

都道府県名	東京都	青少年行政主管課(室)名	都民安全推進本部 総合推進部 若年支援課	
最重点・重点課題	取組内容			備考
<p>最重点課題 SNS利用に係る子供の性被害等の防止</p>	<p>【千代田区】 サイバーパトロール等の取組 区内各警察署がサイバーパトロール活動を強化し、福祉犯被害の防止に努めている。</p> <p>【中央区】 区広報誌による広報 区広報集合ポスターの掲示 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスターの掲示 生活指導主任連絡会の実施 7月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業日の生活指導 ・問題行動の防止や犯罪被害防止の指導の徹底 ・JKビジネス、パパ活、ママ活等がはらむ危険性についての指導 ・LINE、ツイッターなどSNS全般における情報モラルについての指導 各学校における「セーフティ教室」の実施 ・携帯電話、スマートフォン、インターネットの正しい使い方について指導 <p>【港区】 セーフティ教室の実施 年間を通じて、全区立小・中学校において一回。対象学年は学校ごとに設定。</p> <p>【新宿区】 ○セーフティ教室の実施 ○情報モラル教室の実施 内容：子どもが安全に関する情報及び情報モラルについての正しい知識を学ぶことで、適切な判断を行い、自らの安全のための行動に結びつけるようにする。 新宿区夏季集中研修会「情報モラル研修」の実施 開催日：7月25日(木) 出席者：区立小・中・特別支援学校教員 内 容：自覚と自律を促す情報モラル教育 (東洋英和女学院大学 酒井 郷平 助教)</p> <p>【墨田区】 ○広報啓発 いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載</p> <p>【江東区】 ○令和2年度夏季育成プランの策定(江東区青少年問題協議会) 内容：本プランの夏季重点取組事項 「こども・若者を有害環境から守る取り組みの強化とメディア環境を有効に使う能力を養いましょう」において、スマートフォン等の利用に関する注意喚起や、SNS等のコミュニティサイトに関連した犯罪から子どもを守るための方法を掲載。 周知方法：区報及び区HPに掲載</p> <p>【目黒区】</p>			

<p>○セーフティ教室 第十一中学校で SNS を利用したネット被害防止教室を開催。碑文谷警察署実施</p> <p>【大田区】 ○全校に対し、保護者対象の情報モラル研修等を悉皆として実施 ・時期、場所、対象学年は、各学校による。 ○小・中学校において、インターネット（SNS）を用いた犯罪による被害を防ぐ内容のセーフティ教室を実施 ・時期、場所、対象学年は、各学校による。</p> <p>【渋谷区】 ○夏休み対策チラシによる啓発 ・区内小中学校、幼稚園、保育園、区内公共施設で配布 ・各地区委員による啓発活動</p> <p>【豊島区】 ○研修 区立幼稚園、小・中学校において、性被害の防止を図るため、「考えよう！いじめSNS@TOKYO」等を活用した情報モラル指導を7月中に全校実施。 生活指導主任研修（7月7日実施。所管警察署からの注意喚起）</p> <p>【板橋区】 板橋区版「スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」リーフレットを区内（私立・公立）小学校(小学4年～小学6年生)、中学校全生徒に配布予定。内容には18歳未満の青少年に対して裸等の画像を要求することを禁じた都の条例や、インターネット上での出会いについて注意喚起する項目あり。</p> <p>【練馬区】 SNS練馬区ルールリーフレットの配布 内容：区内小中学校に在籍する全児童生徒にリーフレットを配布し、SNSの利用に関する指導を学校で行うとともに、家庭でのルール作りを啓発した。 セーフティ教室および情報モラル講習会の実施 内容：インターネット上に性被害につながるような画像を投稿しないこと、顔写真等を投稿しないこと等SNSの利用についての指導を行った。</p> <p>【足立区】 ○区HPによる周知</p> <p>【江戸川区】 「SNS東京ルール」の取組推進 セーフティ教室 親子情報モラル教室 若手教員育成研修 生活指導連絡協議会 長期休業中の生活指導についての通知</p> <p>【八王子市】 ○青少年を取り巻く問題の1つとして都や警察署などから得た情報をもとに</p>

青少年健全育成を担う青少年対策地区委員会、青少年育成指導員会、青少年問題協議会に対し情報提供を行った。

○八王子市青少年健全育成基本方針令和2年度重点目標リーフレットにおいて行動指針の1つに「ふりかえろう 家族で スマホの使い方」を掲げ、フィルタリングの重要性や家庭での利用ルールの見直しを呼びかけている。リーフレットは市内小中学校、私立中学高等学校、各施設へ配付している。

【立川市】

青少年問題協議会の実施

関係機関の情報交換の場で、会員である警察や少年センター、小・中学校長、高校校長から最近の青少年のSNSの利用についての状況報告があり、会員間で情報共有した

【三鷹市】

○関係団体への「児童青少年健全育成活動の基本方針」配付による啓発
SNSなどの利用に関するリスクを記載

【青梅市】

広報誌等による広報

広報おうめおよび青梅市HPへの記事掲載

○ポスター等による掲示

「青少年健全育成ポスター」 掲示場所：第八支会地区自治会

チラシ等の配付および啓発

・夏休みのしおり

配付先：中学生、内容：夏休みの生活注意事項等

・青少年対策第八支会地区委員会作成「青少年健全育成チラシ」の自治会回覧

非行・被害防止啓発チラシの作成および配布（4,750枚印刷）

第二支会管内全自治体加入世帯に戸別配布（4,700枚）

センター利用者、来館者へ配布（20枚）

【昭島市】

○青少年の非行・被害防止全国強調月間資料の配付、掲示による啓発を補導連絡会開催時に周知。子どもへの見守りを依頼。（7月13日開催）

○市HP青少年のための相談窓口に、SNSトラブルを受けた際の相談窓口として「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」を紹介している。

【調布市】

○市ホームページにおける啓発

「子どもたちをインターネット上のトラブルや犯罪から守るために」という内容を掲載。

【東村山市】

○横断幕の掲出

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」であることの市報への掲載

【国分寺市】

○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示

【国立市】

○広報啓発

	<p>啓発ポスターの掲示（児童館）</p> <p>【福生市】 小・中学校の児童、生徒による「SNS 学校ルール」の策定、見直し</p> <p>【東大和市】 ○市広報に掲載 ○PR用ポスターの掲示</p> <p>【清瀬市】 ○安全指導及び長期休業中における生活指導の実施（市立小・中学校） ・インターネットや SNS 利用に係るルールの確認及び SNS 東京ノートの活用 ・トラブル等が発生したときに相談窓口の周知</p> <p>【東久留米市】 ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会）</p> <p>【武蔵村山市】 市ホームページによる強調月間の広報 市ホームページに青少年の非行・被害防止全国強調月間に関する情報を掲載するとともに、関連情報として内閣府のホームページの強調月間に係る記事へリンクを作成し、月間の広報を実施した。</p> <p>【稲城市】 「SNS 学校ルール」に基づいた SNS の利用についての指導及び「SNS 家庭ルール」作成への啓発（小・中学校）</p> <p>【瑞穂町】 広報啓発 町広報・ホームページ 携帯電話やスマートフォンの利用に関する、家庭でのルール作り等の必要性について 会議・研修会 青少年問題協議会（上記内容の啓発活動について協力を依頼）</p> <p>【神津島村】 ○小・中学校を対象に SNS 教室を実施 （教員が児童・生徒を対象に指導）</p> <p>【警視庁】 ○NTTドコモ、LINE、トレンドマイクロとの協働による「～みんなで学ぶ～TOKYOネット教室」の実施 事業者からインターネットのしくみや利用上の留意点、陥りやすいトラブル等についての講話を行い、警察署担当者が、少年のサイバー犯罪の検挙例や実際の福祉犯罪被害例、相談事案例等の講話</p> <p>【東京都】 広報啓発 専用ウェブサイトにおける教材の提示 ・SNS の適切な利用について考える専用サイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」（https://ijime.metro.tokyo.lg.jp）を平成 29 年 3 月に開設</p>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSで知り合った相手に写真を送ったことで発生するトラブルを描いたストーリー「写真を送ったら、思わぬ形で...。」を掲載 ・ 同内容のスマートフォン用アプリ「こころストーリー（いじめ相談・SNS）」を公開 <p>情報モラル教材の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSの適切な利用について考える教材「SNS東京ノート」を作成。都内公立学校全児童・生徒に配布（小学生3種、中学生1種、高校生1種の計5種類） ・ 中学生用には「写真を公開する前に」という事例を用意 ・ 写真を公開するリスクを管理する力を育成 <p>保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団排除要領啓発のための演劇の実施 <p>中学高校において、プロの劇団による暴力団排除劇（女子高生がSNSを介して、性犯罪を含む暴力団犯罪に巻き込まれないよう注意喚起する内容）の実演</p> <p>ネット利用適正化及び性被害等防止対策講座の開催</p> <p>児童・生徒や保護者等を対象とし、ネット利用に起因する「自画撮り被害」などの被害に遭わないようにするための防止策等を伝える講座を開催した。</p> <p>SNSや広報印刷物等でのインターネット利用に係る犯罪被害等の防止啓発 自画撮り被害防止やフィルタリングの利用促進、インターネットトラブルに係る相談窓口の紹介等。</p>	
<p>重点課題1 有害環境への適切な対応</p>	<p>【千代田区】</p> <p>有害図書・ソフトの区分陳列の状況の調査 東京都の条例による不健全図書の規制が守られているか調査する役割を担う東京都青少年健全育成協力員に、千代田区の青少年対策地区委員が協力。</p> <p>【中央区】</p> <p>区広報誌による広報【再掲】 区広報集合ポスターの掲示【再掲】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスターの掲示【再掲】 生活指導主任連絡会の実施 7月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業日の生活指導【再掲】 ・ 深夜徘徊、無断外泊の禁止の指導 ・ LINE、ツイッターなどSNS全般における情報モラルについての指導【再掲】 <p>【港区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害図書等の実態調査の実施（東京都青少年健全育成協力員） ○通学路点検 ○安全安心メール <p>【台東区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各保護司・更生保護女性会会員が町会活動等を通して行う地域現状の共有化と見守りなどへの協力を要請 <p>【墨田区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報啓発 いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載【再掲】 	

	<p>○実態調査 各地区青少年育成委員会における環境浄化活動（夏季期間実施）</p> <p>【江東区】 ○青色パトロールカーで区内を巡回し、現状確認及び環境改善を推進。 （青少年対策豊洲地区委員会） 実施日：7月28日（火）</p> <p>【大田区】 東京都青少年健全育成協力員を決定し、担当地区割り当てを依頼</p> <p>【杉並区】 ○環境浄化パトロール（下井草、高円寺中央、馬橋、上荻、阿佐谷、方南和泉）</p> <p>【練馬区】 健全育成への協力店加入要請活動</p> <p>【足立区】 ○広報誌（紙）による広報 ○区HPによる周知【再掲】</p> <p>【江戸川区】 セーフティ教室【再掲】 長期休業中の生活指導についての通知【再掲】 江戸川区・葛飾区生活指導主任連絡協議会【再掲】 夏休み期間における防災無線利用による帰宅を促す放送</p> <p>【八王子市】 青少年育成環境一斉クリーン活動 実施基準日：令和2年6月28日（日）（6月から7月にかけて実施） 内容：本市青少年対策地区委員会の主催により、環境の悪化から青少年を守り、犯罪や非行を防止するため、地域清掃活動を実施。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模を縮小した。</p> <p>【立川市】 地域パトロールの実施</p> <p>【三鷹市】 ○有害図書・DVD等の回収</p> <p>【青梅市】 広報誌等による広報 広報おうめおよび青梅市HPへの記事掲載【再掲】 遊技場、不健全雑誌等の販売店等への協力依頼 市内74事業所（7月15日付け通知） パチンコ店8、ビデオ販売レンタル店4、カラオケ店2 ゲームセンター2、ファーストフード店1、コンビニエンスストア57 ○横断幕の掲出 「親と子の心が通う青梅の子 / 青梅市青少年対策第10地区委員会 期間：6月27日から8月2日 掲出場所：河辺駅北口ペDESTリアンデッキ内</p>	
--	--	--

	<p>非行・被害防止啓発チラシの作成および配布（4,750 枚印刷）【再掲】</p> <p>【府中市】 地域パトロール（青少年対策地区委員会委託事業）</p> <p>【昭島市】 ○青少年補導連絡会中学校地区より選出いただいている、東京都青少年健全育成協力員の皆様により、市内商業施設69店舗への不健全図書の不健全陳列状況確認、個包装の良否の確認を実施。（不定期実施）</p> <p>【東村山市】 ○有害図書、ビデオ等自動販売機実態調査</p> <p>【国分寺市】 ○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示【再掲】</p> <p>【国立市】 ○情報共有 都より有害図書に関する情報を収受、これを踏まえ、適切な児童図書の購入に努めている（児童館）</p> <p>【福生市】 パトロールの実施</p> <p>【東大和市】 ○市広報に掲載【再掲】 ○PR用ポスターの掲示【再掲】</p> <p>【清瀬市】 ○地区委員会健全育成協力員によるコンビニ等店舗の巡回及び不健全図書販売に関する青少年への配慮協力の要請</p> <p>【東久留米市】 ○有害図書等の状況調査実施（書店・コンビニ等）（東久留米市西中学校地区青少年健全育成協議会） ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会） 【再掲】</p> <p>【警視庁】 ○各種被害防止教室の実施</p> <p>【東京都】 不健全な図書類等の指定 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしている自動販売機の実態調査 書店等販売店への不健全図書類の立入調査 深夜立入制限施設への実態調査及び立入調査</p>	
<p>重点課題2 薬物乱用対策 の推進</p>	<p>【千代田区】 学校における薬物乱用防止教育の充実 警察署等の支援による覚せい剤等、薬物乱用防止に関する児童・生徒向け教室を開催。</p>	

正しい知識の普及を積極的に推進
区ホームページに「薬物の乱用防止」の記事を掲載すると共に薬物乱用防止に関するホームページを紹介し、薬物乱用防止の周知・啓発活動を行っている。

【中央区】

区広報誌による広報【再掲】

区広報集合ポスターの掲示【再掲】

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスターの掲示【再掲】

各学校における薬物乱用防止教室の実施

・夏季休業日の生活指導【再掲】

【港区】

広報誌（紙）による広報（1月21日号、6月11日号）

薬物乱用防止教室の実施

年間を通じて、全区立小・中学校において一回。対象学年は学校ごとに設定。例年より実施を見合わせる学校が多いですが、一部学校側に依頼により、対策（分散実施による密防止、換気、マスク、消毒等）を講じたうえで実施しました。

【新宿区】

○薬物乱用防止教室

【台東区】

薬物乱用防止ポスターの掲示（町内掲示板、区施設への掲示）

台東区役所での懸垂幕の掲示

【墨田区】

○広報啓発

いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載【再掲】

【品川区】

○薬物乱用防止講座

場所；東京都立城南職業能力開発センター

日 時；令和2年7月6日(月)

午後1時15分～2時45分 90分 56名

午後3時00分～4時30分 90分 70名

講座名；薬物乱用防止

講座内容；職業能力センター4月入校生徒に対しての、薬物乱用防止対策を目的としている。薬物乱用の基礎知識・正しい薬物使用についての解説・薬房乱用の弊害・その作用・薬物乱用防止活動の啓蒙。毎年1年に2回開催。

講師；薬物乱用防止品川地区協議会会長・薬物乱用防止指導員

大木一正

【大田区】

○薬物乱用防止教室の実施

○薬物乱用防止標語・ポスターの募集

【豊島区】

○園児・青少年への指導

7月中に夏休み前の指導として、区立幼稚園、小・中学校において、違法ドラッグ撲滅のための指導を実施。

【練馬区】

セーフティ教室の実施

内容：薬物乱用防止に関する指導を行った。

薬物乱用防止教室実施の周知

内容：区内全小中学校に対して、年間を通し、児童・生徒の発達段階に応じて薬物乱用防止に関する内容の指導を1単位時間以上行うこと、外部講師等を活用した2学期以降の薬物乱用防止教室実施の依頼を行った。

【江戸川区】

薬物乱用防止教室

セーフティ教室【再掲】

【八王子市】

○青少年を取り巻く問題の1つとして都や警察署などから得た情報をもとに青少年健全育成を担う青少年対策地区委員会、青少年育成指導員会、青少年問題協議会に対し情報提供を行った。【再掲】

【立川市】

薬物乱用ダメゼツタイフェア関係課会議の実施

【三鷹市】

○薬物乱用防止ポスター（庁内掲示）による啓発

【青梅市】

広報誌による広報

広報おうめへの記事掲載（内容：ポスター、標語の募集）

ポスターによる掲示

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」

期間：4月1日～7月31日

掲示場所：青梅市健康センター

- ・「薬物乱用防止ポスターの応募」

期間：7月15日～9月10日

掲示場所：青梅市健康センター

【昭島市】

○青少年とともにあゆむ地区委員会（小学校地区）から選出された委員の方に昭島市薬物乱用防止推進協議会委員として活動頂いている。（不定期実施）

【調布市】

○市ホームページにおける啓発

「ストップ！薬物乱用」という内容を掲載。

【小平市】

市報こだいら7月20日号

薬物乱用防止ポスター標語の募集

薬物乱用防止リーフレットを市内中学校、全校生徒へ配布

【国分寺市】

○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示【再掲】

	<p>【国立市】 ○広報啓発【再掲】 啓発ポスターの掲示（児童館） ○イベント 国立市“社会を明るくする運動”音楽・パフォーマンス祭の実施 国立市“社会を明るくする運動”講演会の実施</p> <p>【福生市】 保健学習や保健指導として、全小・中学校で年1回の薬物乱用防止教室の実施</p> <p>【東大和市】 ○市広報に掲載【再掲】 ○PR用ポスターの掲示【再掲】</p> <p>【清瀬市】 ○広報啓発（清瀬市、健康センター内、薬物乱用防止ポスターの掲示） 会議（清瀬市、薬物乱用防止推進指導員での今後の啓発活動会議・啓発活動品の選択をする。） ○安全指導及び長期休業中における生活指導の実施（市立小・中学校） 薬物乱用防止教室の実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し各学校において実施）</p> <p>【東久留米市】 ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会） 【再掲】</p> <p>【武蔵村山市】 薬物乱用未然防止活動「ダメ。ゼッタイ。」普及運動について、広報誌等によるPRを実施</p> <p>【稲城市】 ○薬物乱用防止啓発事業の実施 保健センター 啓発リーフレット配布、ポスター掲示</p> <p>【神津島村】 ○ポスター掲示 ○模造麻薬見本展示 ○小、中学校薬物教室実施</p> <p>【警視庁】 ○薬物乱用防止教室の実施</p> <p>【東京都】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19） ○地域団体キャンペーン等 関係行政機関及び関係民間団体等にリーフレット及びポスターの配布を行うとともに、協力団体の店頭でのポスター掲示及び国連支援募金箱の設置等の協力要請を行った。 都ホームページや都広報誌等の様々なメディアを活用し、薬物乱用防止に</p>	
--	--	--

	<p>関する内容を取り上げた。 以下、実施期間が7月にかかるもののみ インターネット動画広告(7/1~7/18) Twitter プロモツイート Google TrueView インストリーム</p>	
<p>重点課題3 不良行為及び 初発型非行 (犯罪)等の 防止</p>	<p>【千代田区】 学校における非行防止教室の開催などの取組 セーフティ教室を開催し、警視庁職員をはじめとする専門家の指導で、児童・生徒が非行防止・犯罪被害防止の具体的方法を学んでいる。</p> <p>【中央区】 区広報誌による広報【再掲】 区広報集合ポスターの掲示【再掲】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスターの掲示【再掲】 生活指導主任連絡会の実施 7月3日 ・夏季休業日の生活指導【再掲】 ・問題行動の防止や、犯罪被害防止の指導の徹底【再掲】 ・深夜徘徊、無断外泊の禁止の指導【再掲】</p> <p>【港区】 ○広報誌(紙)による広報(6月11日号)</p> <p>【台東区】 “社会を明るくする運動 ポスターの掲示 保護司会・更生保護女性会会員宅、町内掲示板、区施設、等への掲示 “社会を明るくする運動 資材配布による広報活動 保護司・更生保護女性会員を通してリーフレット・チラシ・ウェットティッシュ・ふせん等を配布し、区立小中学校、児童館、区施設、一般の方、等へ“社会を明るくする運動”を周知する 保護司会広報誌「ひかり」社明特集号、区報「たいとう」、各町会回覧板による広報</p> <p>【墨田区】 ○広報啓発 いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載【再掲】 ○実態調査 各地区青少年育成委員会における環境浄化活動(夏季期間実施)【再掲】</p> <p>【品川区】 ○区立学校生活指導主任会(品川区教育委員会事務局) 開催日:7月9日(木) 場所:教育文化会館 内容:児童・生徒に関する情報交換および夏季休業期間中の生活の仕方について学校へ周知・徹底を図った。 参加者:全区立学校生活指導主任</p> <p>【目黒区】 ○被害防止講話 中根住区センターで少年犯罪の傾向について等、保護者向けの講話等。碑文谷警察署実施 ○非行防止教室</p>	

駒場小学校で、小学校3年生を対象に、万引き防止、連れ去り防止、自転車の正しい乗り方について指導。目黒警察署実施

【大田区】

第1回青少年問題協議会の開催

【杉並区】

○環境浄化パトロール（阿佐谷、方南和泉）【再掲】

【豊島区】

○研修

生徒指導主任研修（7/7 実施。不登校対応についてスクールソーシャルワーカーからの講話受講）

【練馬区】

夏期休業日前の生活指導の推進

内容：7月の副校長会および生活指導担当者連絡会で、各学校の副校長および生活指導担当者に対し、区通知文をもとにした夏期休業日前の生活指導の徹底について周知した。

【足立区】

○広報誌（紙）による広報

○区HPによる周知【再掲】

【江戸川区】

セーフティ教室【再掲】

長期休業中の生活指導についての通知【再掲】

江戸川区・葛飾区生活指導主任連絡協議会【再掲】

【八王子市】

○青少年を取り巻く問題の1つとして都や警察署などから得た情報をもとに青少年健全育成を担う青少年対策地区委員会、青少年育成指導員会、青少年問題協議会に対し情報提供を行った。【再掲】

【立川市】

青少年問題協議会の実施【再掲】

補導連絡会常任委員会の実施

広報紙による夏休み対策の掲示

【武蔵野市】

○非行防止チラシの配布（市内の全私立・公立学校の児童・生徒に配布）

【三鷹市】

○各地区団体（例：青少年対策地区委員会等）における地域パトロール活動

【青梅市】

広報誌等による広報

・広報おうめおよび青梅市HPへの記事掲載【再掲】

チラシ等による啓発

・夏休みのしおり【再掲】

・非行・被害防止啓発チラシの作成および配布（4,750枚印刷）【再掲】

・青少年対策第八支会地区委員会作成「青少年健全育成チラシ」の自治会回

覧【再掲】

○ポスター等による掲示【再掲】

- ・「青少年健全育成ポスター」掲示場所：第八支会地区自治会横断幕の掲出
- ・「青少年を非行からまもり健全な育成を / 青梅市・青梅市青少年問題協議会・青梅警察署」【再掲】
- ・「親と子の心が通う青梅の子 / 青梅市青少年対策第10地区委員会【再掲】

社会を明るくする運動（青梅市）

- ・ポスター・垂れ幕の掲出
「社会を明るくする運動 / 非行防止・再犯防止」

期間：7月1日～7月31日

掲出場所：市役所庁舎、青梅市各市民センター

・講演会

日時：7月30日（木）午前10時から11時

講演：「青少年の非行に関する状況と自治会の取組み」

講師：青梅警察署生活安全課少年係 担当係長

青梅市自治会連合会 会長

参加者：39名

【昭島市】

○昭島市青少年問題協議会委員24名により、市内の不良行為や犯罪発生状況の情報共有会議の開催及び、市事務局により市内不良行為を統計資料とした非行概況冊子の作成を実施し、情報を把握している。（市長・警察署長・児童相談所長・保護司等）（7月28日開催）

【調布市】

○市ホームページにおける啓発

「非行・いじめの相談窓口」という内容を掲載。

【国分寺市】

○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示【再掲】

【国立市】

○広報啓発【再掲】

啓発ポスターの掲示（児童館）

○イベント【再掲】

国立市“社会を明るくする運動”音楽・パフォーマンス祭の実施

国立市“社会を明るくする運動”講演会の実施

【福生市】

○児童館における青少年の居場所づくり

○青少年の放課後の居場所づくり

・学童クラブへの積極的な受入れ

・ふっさっ子の広場を開室

各学校に家庭と子どもの支援員の配置、必要な支援の提供

パトロールの実施【再掲】

不登校児童、生徒等への対応や生活指導補助について、各学校に家庭と子どもの支援員及びアドバイザースタッフの適宜派遣、必要な支援の提供

【東大和市】

	<p>○市広報に掲載【再掲】 ○PR用ポスターの掲示【再掲】</p> <p>【清瀬市】 ○安全指導及び長期休業中における生活指導の実施（市立小・中学校）</p> <p>【東久留米市】 ○夏季期間中パトロール 東久留米市東中学校地区青少年健全育成協議会、子どもたちを犯罪から守るとともに、問題行動を起こしそうな、また起こしている子を早期発見出来るように「愛のひと声パトロール」を数日間行っている。 ○年間を通して、また夏休み中に地域パトロール実施＝警察との合同実施多数（東久留米市西中学校地区青少年健全育成協議会） ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会） 【再掲】</p> <p>【稲城市】 青少年育成地区委員会 夜間パトロール</p> <p>【あきる野市】 懸垂幕の掲出 （本庁舎：7月7日から17まで） （五日市出張所：7月7日から31まで）</p> <p>【神津島村】 ○防犯パトロール実施</p> <p>【警視庁】 ○街頭補導活動（都内全域） ○各種非行防止教室の実施</p> <p>【東京都】 ネット利用適正化及び性被害等防止対策講座の開催【再掲】 「万引き防止啓発リーフレット」の活用による万引き防止の啓発（都内全小・中学校に配布、学校の実態に応じた授業等での活用）</p>	
<p>重点課題4 再非行（犯罪）の防止</p>	<p>【千代田区】 広報啓発を推進 青少年の非行・被害防止全国協調月間ポスターの掲示。</p> <p>【港区】 ○広報誌（紙）による広報（6月11日号）【再掲】</p> <p>【新宿区】 第70回「社会を明るくする運動」講演会（新宿区更生保護女性会主催） 開催日：8月4日（火） 場所：牛込笹笥地域センター 出席者：新宿区更生保護女性会、新宿区保護司会、青少年関係者等 内容：講演「虐待を受けてきた若者たちを、孤立させない社会に」 講師 細金 和子氏 「社会を明るくする運動」懸垂幕の掲出 ・新宿区役所 7月1日から31日 ・区内百貨店 7月中旬から8月中旬まで(2店舗で延べ約1か月実施)</p>	

「社会を明るくする運動」啓発物品の配布

- ・ウエットティッシュ、ノート、鉛筆
- 区内百貨店でのポスター掲示
- ・7月～8月中、2店舗で実施
- 広報紙・ホームページ等による広報
- ・新宿区広報紙「広報しんじゅく」6月25日号掲載
- ・区公式ホームページ掲載
- ・Twitter 及び Facebook 掲載
- ・本庁舎1階デジタルサイネージ放映 7月1日～8月31日
- ・シュクノバ1階デジタルサイネージ放映 7月16日～8月31日
- ・アルタビジョン、ユニカビジョン等の街頭大型ビジョン放映 8月1日～8月20日

【台東区】
○“社会を明るくする運動” 広報活動の実施【再掲】

【墨田区】
○広報啓発
いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載【再掲】
○実態調査
各地区青少年育成委員会における環境浄化活動（夏季期間実施）【再掲】

【江東区】
社会を明るくする運動啓発（社会を明るくする運動江東区推進委員会）
（新型コロナウイルスの影響により内容変更 例年は街頭広報活動）
啓発のぼり旗の掲示
実施期間：7月1日～7月31日
内容：区内文化センター、スポーツセンター等に啓発のぼり旗を掲示
青色防犯パトロールカーによる啓発放送
実施期間：7月1日～7月10日 午後5時～7時
内容：巡回時に啓発放送を行う
社会を明るくする運動白河管内広報活動（青少年対策白河地区委員会）
実施期間：7月1日（水）～31日（金）の平日
場所：白河出張所内
内容：来庁者への啓発物品（ウエットティッシュ）配布

【目黒区】
○合同パトロール
原町小学校周辺で、近隣住民とパトロールを行う。碑文谷警察署実施
○社会を明るくする運動
ポスターによる啓発及び一円玉募金運動。目黒区保護司会実施

【大田区】
第1回青少年問題協議会の開催【再掲】
広報啓発
・区設掲示板への広報用ポスター掲示
第70回“社会を明るくする運動” 広報用ポスターを掲示
掲出期間：6月30日～7月27日
・懸垂幕・横断幕の掲出
“社会を明るくする運動” 懸垂幕を7月の強調月間中、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所で掲出
・区ホームページへの掲載

	<p>“社会を明るくする運動”について大田区推進委員会の実施要領、区の取組等を掲載</p> <p>【渋谷区】 第 38 回社会環境を明るくしよう渋谷区民による、更生保護活動に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年実施していた3地区（渋谷・原宿・代々木）の“集い”は中止 ・社明運動の広告を区内13か所の大型モニターで放映 ・区内の小学校、図書館等、放課後クラブ、児童館等に更生保護関連図書や広報物を配布 <p>【中野区】 中野区報（6月20日号）に「社会を明るくする運動」の記事掲載 中野区ホームページに「社会を明るくする運動」の記事掲載 「社会を明るくする運動」中野区庁舎に横断幕掲示 「社会を明るくする運動」中野区塔山小学校外堀に横断幕掲示 中野区庁舎ロビーの区政情報ディスプレイにてPR記事を掲載 「社会を明るくする運動」広報パンフレット「ひまわり なかの」を発行。学校等に配布 中野駅「夢通りギャラリー」にてポスター展示 中野区役所全職員「社会を明るくする運動」シンボルの黄色い羽根の着用 刑務所作業製品の展示即売会（公益財団法人矯正協会との共催）</p> <p>【杉並区】 ○“社会を明るくする運動”パネル展示への参加（阿佐谷、上荻） ○環境浄化パトロール（方南和泉）【再掲】</p> <p>【豊島区】 広報啓発 社会を明るくする運動 作文コンテスト</p> <p>【北区】 広報紙（北区ニュース）による広報 “社会を明るくする運動”懸垂幕の掲出</p> <p>【板橋区】 「広報いたばし」（7月11日号）による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7・8月青少年健全育成強調期間 ・7月社会を明るくする運動強調月間 <p>【練馬区】 社会を明るくする運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねりま区報、SNS、教育だより：区民周知 ・パネル展 実施期間7月1日～7月31日 ・懸垂幕での周知(区内3カ所) <p>【江戸川区】 社会を明るくする運動 セーフティ教室【再掲】 長期休業中の生活指導についての通知【再掲】 江戸川区・葛飾区生活指導主任連絡協議会【再掲】</p>	<p>【中野区】 通年</p>
--	---	-----------------------------

	<p>【八王子市】 社会を明るくする運動 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し実施。 (1) 第70回社会を明るくする運動作文コンテスト募集 (2) 第69回社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式(8月実施)</p> <p>【立川市】 社会を明るくする運動</p> <p>【三鷹市】 ○社会を明るくする運動</p> <p>【青梅市】 広報誌等による広報 広報おうめおよび青梅市HPへの記事掲載【再掲】 ○チラシ等による啓発(青梅市) ・非行・被害防止啓発チラシの作成および配布(4,750枚印刷)【再掲】 ・青少年対策第八支会地区委員会作成「青少年健全育成チラシ」の自治会回覧【再掲】 ○ポスター等による掲示【再掲】 ・「青少年健全育成ポスター」(掲示場所:第八支会地区自治会) 社会を明るくする運動【再掲】 ・ポスター・垂れ幕の掲出 ・講演会 横断幕の掲出 ・「青少年を非行からまもり健全な育成を/青梅市・青梅市青少年問題協議会・青梅警察署」【再掲】 ・「親と子の心が通う青梅の子/青梅市青少年対策第10地区委員会【再掲】</p> <p>【調布市】 ○市ホームページにおける啓発 「非行・いじめの相談窓口」という内容を掲載。</p> <p>【小金井市】 社会を明るくする運動 標語の募集 少年の非行防止、健全育成にふさわしい標語の一般公募(8月31日まで受付、10月の推進委員会にて選考予定)</p> <p>【日野市】 作文コンテストの実施 対象 市内の小・中学生</p> <p>【国分寺市】 ○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示【再掲】</p> <p>【国立市】 ○広報啓発【再掲】 啓発ポスターの掲示(児童館) ○イベント【再掲】</p>	
--	--	--

	<p>国立市 “社会を明るくする運動” 音楽・パフォーマンス祭の実施 国立市 “社会を明るくする運動” 講演会の実施</p> <p>【福生市】 社会を明るくする運動</p> <p>【東大和市】 ○市広報に掲載【再掲】 ○PR用ポスターの掲示【再掲】</p> <p>【清瀬市】 ○安全指導及び長期休業中における生活指導の実施（市立小・中学校） ○「社会を明るくする運動」のぼり旗を駅前に設置</p> <p>【東久留米市】 ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会） 【再掲】</p> <p>【武蔵村山市】 市ホームページに社会を明るくする運動に関する情報を掲載し、運動の広報啓発活動を実施</p> <p>【稲城市】 社会を明るくする運動 ・市立小・中学校にリーフレット・クリアファイル・ポケットティッシュの配付、作文コンテストの作品募集 ・広報いなぎ7月1日号掲載、市庁舎での懸垂幕掲揚</p> <p>【羽村市】 社会を明るくする運動</p> <p>【神津島村】 ○防犯パトロール実施【再掲】</p> <p>【警視庁】 ○各種非行防止教室の実施【再掲】</p>	
<p>重点課題5 いじめ・暴力 行為等の問題 行動への対応</p>	<p>【千代田区】 支援の活用 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールライフ・サポーターを学校に派遣し、いじめ等の未然防止や早期発見に繋げている。 様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知 児童・生徒自身が受けているいじめについて、学校の先生・友達・保護者にも相談できないケースに対しての手立ての一つとして「いじめ・悩み相談レター用封筒」を全児童・生徒に配布し、教育委員会宛てに送付してもらい対応している。また、いじめに関する子どもたちからの相談に迅速に対応できるよう、区専用の「いじめ・悩み相談ホットライン」を24時間365日対応として、子どもたちのSOSをキャッチし、早期対応を図っている。</p> <p>【中央区】 相談窓口「困ったときの相談は…」等、相談機関についての周知</p> <p>【港区】</p>	

学校生活に関するアンケート実施（全区立小・中学校で毎月1回実施）
スクールカウンセラーとの面談（年間を通じて、全区立小4～5年生、中学校1～2年生対象）

【新宿区】

○SOSの出し方に関する教育の実施

【墨田区】

○広報啓発

いきいき～すみだのきょういく～ 広報誌への掲載【再掲】

【目黒区】

○よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）の実施
区立全小中学校で児童・生徒一人ひとりの学級での居心地の良さを知り、いじめ問題の早期発見と対応を促進するとともに、児童・生徒が自身の対人関係の力を客観的に把握し、高めることを目的とし、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）を実施。教育指導課実施

【大田区】

第1回青少年問題協議会の開催【再掲】

【渋谷区】

○夏休み対策チラシによる啓発【再掲】

- ・区内小中学校、幼稚園、保育園、区内公共施設で配布
- ・各地区委員による啓発活動

【豊島区】

○研修

生徒指導主任研修（7/7 実施。不登校対応についてスクールソーシャルワーカーからの講話受講）【再掲】

【練馬区】

ふれあい月間調査

内容：区内小中学校においていじめ・暴力行為等に関する児童生徒へのアンケート実施および対応状況についての調査を行い、該当児童・生徒への早期対応を依頼した。

【江戸川区】

「チルドレン・サポートチーム派遣（スクールソーシャルワーカー・臨床心理士・退職校長・指導主事）」

いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム

いじめアンケート

いじめに関する授業

楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U

学校いじめ防止基本方針の見直し・改善

学級指導補助員の派遣

「エンカレッジルーム」の活用

若手教員育成研修【再掲】

親子情報モラル教室【再掲】

長期休業中の生活指導についての通知【再掲】

江戸川区・葛飾区生活指導主任連絡協議会【再掲】

	<p>【八王子市】 ○青少年を取り巻く問題の1つとして都や警察署などから得た情報をもとに青少年健全育成を担う青少年対策地区委員会、青少年育成指導員会、青少年問題協議会に対し情報提供を行った。 ○八王子市青少年健全育成基本方針令和2年度重点目標リーフレットにおいて重点目標にいじめ対策として「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を掲げ、を市内小中学校、私立中学高等学校、各施設へ配付・周知。【再掲】</p> <p>【三鷹市】 ○生活指導主任会（生活指導担当者会議）における情報共有</p> <p>【青梅市】 広報誌等による広報 ・広報おうめおよび青梅市HPへの記事掲載【再掲】</p> <p>チラシ等による啓発 ・夏休みのしおり【再掲】 配付先：小・中学生、内容：夏休みの生活注意事項等 ・非行・被害防止啓発チラシの作成および配布（4,750枚印刷）【再掲】 ・青少年対策第八支会地区委員会作成「青少年健全育成チラシ」の自治会回覧【再掲】</p> <p>○ポスター等による掲示 ・「青少年健全育成ポスター」【再掲】（掲示場所：第八支会地区自治会）</p> <p>【昭島市】 ○青少年とともにあゆむ地区委員会（小学校地区）から選出された委員の方に昭島市いじめ防止協議会委員として会議による状況把握等で活動頂いている。（不定期実施）</p> <p>【調布市】 ○市ホームページにおける啓発 「非行・いじめの相談窓口」という内容を掲載。</p> <p>【小金井市】 広報啓発 小金井市、いじめなど、困った時の相談機関の紹介用チラシを市立小・中学校の児童・生徒へ配布及び市ホームページへ掲載</p> <p>【国分寺市】 ○令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」啓発ポスターを、強調月間の7月、国分寺市第2庁舎に掲示【再掲】</p> <p>【福生市】 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた年3回のいじめに関するアンケート調査の実施。「ふっさいじめ防止標語」の募集及び選定 スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣、支援及び関係機関連携○各種相談窓口の充実</p> <p>【東大和市】 ○市広報に掲載【再掲】 ○PR用ポスターの掲示【再掲】</p>	
--	--	--

	<p>【清瀬市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全指導及び長期休業中における生活指導の実施（市立小・中学校） ○実施調査 <ul style="list-style-type: none"> いじめ、長期欠席者等の実施調査（市立小・中学校） ○いじめ等相談窓口の周知（市立小・中学校） <p>【東久留米市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かけこみハウス実施委員会実施（東久留米市大門中地区青少年健全育成協議会） ○愛のひと声運動単位実行委員会実施（東久留米市大門中地区青少年健全育成協議会） ○青少協便りにて通達（東久留米市下里中学校地区青少年健全育成協議会） <p>【再掲】</p> <p>【多摩市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少協だより（多摩のこども）による相談窓口の広報 <p>【稲城市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育・人権教育の充実（小・中学校） SOSの出し方に関する教育の実施（小・中学校） <p>【警視庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種非行防止教室の実施【再掲】 	
--	--	--

各区分に重複する取組内容については、【再掲】と表示して記載すること。

最重点課題「SNS利用に係る子供の性被害等の防止」の取組については、内容を簡記すること。各項目の取組は必須ではなく、各自治体において実情に応じた効果的な取組を行うこと。